

# 琉球大学学術リポジトリ

## 公的介護支援をめぐる基本問題： 介護保険制度構想を中心として

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-09-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 新垣, 進, Arakaki, Susumu メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/1817">http://hdl.handle.net/20.500.12000/1817</a>

## 公的介護支援をめぐる基本問題

——介護保険制度構想を中心として——

新垣 進

### 目次

- 一、問題意識と課題設定の意図
- 二、現在の介護をめぐる緊急事態の把握の仕方と対応策
- 三、国政の傾向と福祉保障責任の達成度
- 四、介護保険制度化検討の背景の基本問題
- 五、介護保険構想の問題点
- 六、望ましい公的介護支援制度化への展望

#### 一、問題意識と課題設定の意図

政府の公的介護支援制度化への取組は、その必要性が以前から痛感されていたのに、九四年春に細川首相が発表してじきに撤回された「国民福祉税構想」がきっかけであり、それを追うように公的介護保険制度が構想されて、その後は拙速と評されるほど急がれ、九六年の通常国会や衆議院総選挙後の特別国会までには間に合わなかったが、続く通常国会へ提案される予定であるといわれている。介護保険による公的支援制度化の意義は、政府も

社会福祉制度全般を改革する糸口として位置づけ、国民的に十分な議論が必要な重要課題だとされている。<sup>1)</sup>

議論の叩き台になる老人保健福祉審議会の四月二二日報告を受けた厚生省試案や、続く同審議会での議論をふまえた五月三〇日の厚生省の「介護保険制度修正試案」が出され、福祉の研究者や実務家の間の議論はあるが、国民が議論したり妥当な選択をするのに必要な簡明に整理された情報は不足していて、国民的な議論やコンセンサスは期待できない。専門家に国民を代表させるのか、国民向けの情報提供は専門家に期待しているのか。

国民向けの介護をめぐる情報の大雑把な特徴は、介護地獄の危機を含む公的介護支援制度化の緊急性の警鐘を鳴らし、財政難の現状下では介護保険を唯一の解決策として納得させようとしているように思われる。議論の間がないほどの緊急事態だと強調し、改善は将来的に積重ねねばいいといって、とにかく介護保険を発足させようとして、緊急事態になるまで検討を開始しなかった責任とか、介護保険制度化しか選べなくなったといわれる事態になった原因とか、緊急でなかったと仮定した場合にありうる選択肢や、同じ介護保険でも政府の構想と異なる選択肢など、国民に自由な議論や選択を保障する民主的な情報提供は欠落しているように思われる。

公的介護支援制度化の議論は、福祉面が中心であるが、財政論や所得再分配論をはじめ、保健・医療・家族関係・地域共同体の相互扶助、あるいは生き甲斐論など、あらゆる視点からアプローチができるし、それぞれの専門領域からの議論が要請される。筆者としても家族法の立場から本稿を構想したが、個別の専門分野だけからはみえない基本問題や総体的把握も重要であると考えて、本稿の課題設定をし、国民向けの情報提供を試みる。

筆者が本稿を扱う問題意識は、「政府が公的介護支援システムをほとんど制度化してない現状下で、政府は要介護者と介護家族が自殺や心中を余儀なくさせる介護地獄を放置していいのか、政府は制度化してなければ生存権保障のために支援する義務がないのか」、という素朴な疑問から出発し、憲法三五条の生存権は国政や財政の

都合のつく範囲で保障されればいいというプログラム規定なのか、民主国家の存立根拠である国民の信託を受けた国政とは、国民の幸福追求の諸条件の整備を最優先課題として引受けていたはずではなかったのか。新憲法下の国政がそのような使命を果たすように最大限の努力を積重ねてきたといえるのか。憲法一三条が立法その他の国政に要求する幸福追求に対する国民の権利の最大の尊重としては、政府も必要性に気づきながら介護支援のための立法をしていない現状が不作為による違憲状態といえないのか。財政等のわが国における国政の都合は、幸福追求の条件整備の最大尊重を免責するほどの「公共の福祉」に該当したのか。もっと具体的に考察すると、公的介護支援のためのわが国の特別養護老人ホームには、需要にとっても応じられないベット数しか用意されてこなかったし、経済大国にしては老人が喜んで利用したくなる施設になっていない。わが国の高齢社会化への急速な移行はふた昔以上も前から予測されていたのに、それに対応する諸施策よりも優先すべき財政需要があったのであろうか。これらの点も十分に明らかにして、責任を明確にしておかないと、従前どおりに国策や財政の都合を優先して、それらが許す範囲でしか福祉政策はありえないという論理に押しまわられてしまう。

## 二、現在の介護をめぐる緊急事態の把握の仕方と対応策

「介護への公的支援態勢を整える必要性は、既に緊急な対応を要する事態にあり、高齢社会化の進行に伴って今後は一層の深刻化が予測され、政府と地方自治体あるいは家族の各段階で十分な対策を講じなければならない」という認識は、誰にも否定できない。個人や家族の方に高額所得があれば個別的対応はできるであろうが、この問題で危機意識が最も不足しているのは、漫然と家族による介護を期待していたりする国民大衆の方である。老人の死亡前の寝たきりの要介護期間の平均が八カ月半であり、その死亡の前日までに八割近くが寝たきりに

なっている実態を国民がよく認識して、老衰以外の要介護状態が約六割も起こることを覚悟しなければならない。健康なまま天寿をまっとうできる割合と「ポックリ死」を迎えられる例の合計は、全老人の約二割しかないことを前提に、各人や家族間の介護態勢を準備しておかなければならない。家族内でその目どが立たないなら、地域や地方自治体に働きかけ、そこでも十分に態勢がとれないなら、国政向けの国民運動を起こさなければならぬ。

今後も若年労働力不足を補うために女性の有職率が高くなり続ける傾向のもとで、各人が要介護状態になるときに「配偶者・嫁または娘が介護のため休業か退職をするはずだ」とは期待しにくくなる。家族が心から喜んでその期待に応えるならいいが、そうでないときに介護休暇や退職を強要するのは家庭内の人権侵害であり、家族関係の民主化や権利意識の高揚に伴って、家族による介護を期待してはいけなくなると覚悟しなければならない。

まず、国民の介護対策から検討してみる。特別養護老人ホームは、需要に比べて極端に不足しているから入所を期待しにくい、わが国では伝統的に極貧老人救済用の養老院的な貧弱な施設が多いため、痴呆老人になる予定も立てられないから、老後の生活の場としては敬遠されることになり、老親をそこへ送り込むのは親不孝と思われてきた。先進国の類似の施設はほとんどが個室で人間の尊厳やプライバシーが守られるといわれているから、たとえ、わが国の特別養護老人ホームのベット数だけは需要に応じられるようになっていたとしても、比較的高学歴で勤勉な日本国民の老後としては、経済大国を支えてきただけの待遇を受けているとはいえない。

国民各人の要介護状態への準備としては、自分が満足のいく施設に入所できるだけの資産を蓄えて、その時期が近いと思えるときに入所の予約をしておけば万全である。本人としてはその予定であっても、家族がその資産を相続用に確保するため家族内の介護を約束するなら、それに応ずるのも一つの選択肢になる。

次に、家族による介護の対応としては、要介護者の妻・嫁・娘という順に有職女性の約二割強が介護のために

退職している。せっかく職場のベテランになった女性に退職されるのは企業や国家にも損失であるし、それなりの相当な収入を棒に振って退職するのも本人にとってもったいないから、介護休業制度が法的に施行される九九年までには、介護のために退職を迫られる者の大多数が介護休業で代替できないかを検討するであろう。企業にとつては、介護休業を許す期間が要介護家族一人当たり一回三カ月に制限できる制度だから、老人死亡前の平均八カ月半の要介護期間をカバーするには、介護休業をとれる家族が三名以上要ることになる。要介護者の妻・娘・嫁がちょうど三人とも同居しているなら、一般にその順に介護休暇をとつていけば間にあう計算になる。ところが昇進競争の激しい夫・息子・婿が介護休業をとる割合は少ないであろうし、女性でも高給の安定的な有職者は介護退職だけでなく介護休暇も嫌がるであろう。そうなると、要介護老人が早く死ぬことを予定したくない家庭では、定年の間近の妻か、比較的高給でない娘か嫁が退職を強要されたりする。そこで退職等による収入減が他の裕福な家族によって十分に補償されるなら、経済的な問題は解消するが、それでも退職等を強制できない。企業も介護のための退職を真剣に回避させたいと考えるのであれば、介護休業期間を最短の三カ月に制限せず、現実に必要な期間を認めるか、せめて一人で平均的な要介護期間をカバーできる一年まで認めるべきであろう。

推定相続人には、要介護者からの相続財産を確保するために、介護費用を負担して財産売却を回避させる選択肢もありうる。しかし、推定相続人も住居費や教育費の負担のために手一杯で、老親の介護費用を分担する余裕がない場合も多いから、その代替手段として同居の女性たちの退職による介護引受けがありうる。ところが多く求められる嫁が退職による引受介護をした場合でも、民法九〇四条の二の寄与分が嫁には認められないと解釈されているから、介護を引受ける嫁にも相続分や寄与分を確保させるために、遺言や養子縁組でもしないと、嫁には犠牲による不満を残すだけになる。家族に犠牲を強いてまでの幸福追求権はないし、犠牲者がたとえ我慢して

も民主的な家庭の運営とはいえず、そこで無理を通しておくと家庭崩壊の震源地になりかねない。

公的介護支援制度をめぐる国と地方自治体との関係は、行政法の専門でない筆者にとって推測的にしか言えないが、国民健康保険（以下国保と略する）等の医療保険の公的費用の分担においてもそうであるように、要介護者と家族の扶助関係以上に一心同体的協働体であり、国が租税の約七割を徴収している財政制度からして、最終責任は国が負うべきものと考ええる。そのように解釈しないと、地方自治体間の公的介護支援施設等の整備の格差もやむをえない事態として、国が平等化する努力義務も要求されず、固定化してしまう結果を招くことになる。

もし、ある要介護者が家族の援助も受けられず、特別養護老人ホームへの入所措置も得られないとしたら、どのような救済手段がありうるのか。比較的近年になって導入されてきた訪問看護やホームヘルパーの派遣とか、デイケアサービスなどがあるが、週に一・二回で合計数時間程度の在宅介護支援だけで生活できる程度の要介護状態であればまだ幸運だが、それで足りない場合には、政府が奨励し誘導してきた老人病院等の医療施設へ社会的入院をするしかないが、そのためには要介護者かその家族が入院費の本人負担分を支払わなければならないから、それを支払う資力がなく、しかも生活保護の要件にも該当しないとしたら、公的な支援を受ける必要性はあるのに、制度的に保護が受けられる可能性がないため、生存権を否定される事態になってしまう。

構想されている介護保険が制度化された後でも、保険金や介護サービスの自己負担金を支払う資力のない階層に対しては、公的介護支援の方法が用意されず、現状どおりで救済の制度がなさそうである。このように日本の社会保障は、医療や介護の社会保障に対応できる資力がない階層を見捨てていいのであろうか、主権者である国民が選挙等でこのような国政を遂行する舵取を選んでいるから仕方がないのであろうか。民主主義という制度においては、多数決で少数派である弱者の生存権を否定するような国政も選べるのであろうか。公的介護支援制度化

にあたって、国民も日本の国政のあり方を反省する必要があると考える。「枯れ木に水をまくのは無駄」かと？

### 三、国政の傾向と福祉保障責任の達成度

「介護の保険料やサービスの自己負担金を払わない要介護者やその家族には、公的支援をしない」と決めているのであろうか、払うだけの資力があるのに払わない人達なら責任もあるが、国民年金受給月額平均がまだ三万円しかない老人には、それらを支払う余裕がない人も多い。そうなると「年金以外の老後の生活資金を準備できていない自己責任と言っているか」という問題になる。それに関連し、老後の生活保障に期待していた強制加入の年金の受給年齢は、政府が一方的に六五才へと五年先送りし、政府がその五年間の定年延長等による所得保障の努力もしていない。さらに積み立てた厚生年金の財テクがバブル経済の崩壊によって予定どおりにいかず、崩壊する例も続出している。強制加入の年金において政府の企画や運営の失敗を自らの責任免除で切抜ける措置は罪深い。その責任追及の世論がないから、政府はほとんど謝罪も反省もなく免罪されたのであろうか。

国民年金と厚生年金の受給額は、老後の生活資金に不足すると何時の間にか言われるようになったが、政府はその不足を見込んだ年金として制度化し、その見通しを勤労者大衆へ当初から警告してきたであろうか。政府は「年金が毎月五万円あっても農漁山村以外では生活しにくいから、終身年金保険でも加入するように」と、国民に当初から知らせておくべきであったはずである。たとえ知らされても対応できる所得が保障されていたか。

平均的年金額だけで生活できるように、安い家賃の公営住宅や老人ホームが完備し、入居希望がすべて叶えられるほどあれば問題なかったが、戦後の国政は、日本企業の国際競争力強化政策を最優先し、国民の生活基盤や福祉の充実を後回しにし、低経済成長期に移った後も財政難を理由に福祉予算が一層削減され、戦後ずっとお預



けになってきた社会福祉予算分も、福祉優先の政権が誕生しない限り永久的に埋められなくなったようである。歴代政府のこの責任を不問にふすと、国民生活と福祉を犠牲にし続ける国政の傾向が恒久化することになる。

要介護者が介護を引受けまたは分担する子どもを数人生み育てられなかった理由も、また、要介護者を扶養する立場の子どもに介護の経済的余裕がない原因も、政府の貧弱な住宅政策<sup>⑦</sup>による住居費の過重負担と、国際人権規約一三条二b・c項の高校や大学の授業料の漸進的無償化の規定を保留し、教育費を高いままにしている国政に責任がある。介護を期待できた子が戦死した要介護者への遺族恩給は介護費用を十分にまかなえる額であろう。社会保障が十分でない国政への不安から、爪に火をともし思いで蓄えてあった虎の子を、貧困な社会保障につけ込む悪徳商法や危険な投資へと引き込まれ、無資力になった老人たちも、国政を恨む資格があるであろう。年金への期待が裏切られた老人層とか、介護保険に加入する資力のない人にも言い分があるはずである。

地方自治体の間の財政力よりも地価の高騰の格差がもたらしている福祉施設整備度の大差は、政府が敗戦後の半世紀続けた企業優先政策の結果であって、政府がその格差是正のため相当の努力を試みても、市町村単位で国民に平等な社会福祉を保障する課題は、至極困難になっている。介護保険構想においても、地域ごとの福祉施設整備度の格差を考慮しないわけにいかないから、「その格差に応じた保険料を市町村ごとに決める」構想になっているが、本来のあるべき姿はその格差の平等化であるから、「保険料格差で国民に平等な社会保障をする事業を急がなくていい」などと免罪符にはならない。国民がどこに生れ住んでいても平等な福祉を享受できる国政を目標にすべきであって、福祉先進地域への介護移住も自由を選択できるように、全国的介護支援制度をめざさなければならぬし、せめて同一都道府県内の自治体間の介護支援協力態勢でも実現したいものである。

低所得者の多い農業者の戦後のおかれた状況を概観すると、戦災で大都市から焼け出された大量の失業者には

条件の悪い山間地まで開墾して頑張った人も多いし、都市の勤労者が低賃金でも生活できるよう食糧制度に協力し、ほとんどの農民が勤勉に働いて日本の経済競争力を支え、さらに都市の必要に応じて子女の集団就職・出稼ぎや離農によって労働力を供給してきた。その間に日本の農政は、三反歩あれば一家五名の標準所帯が都市の勤労者なみの生活ができる農業保護政策から、農産物を自由化しても営農できる「自立農家」だけを残し、二町歩未満の農家を離農させる基本法農政に変わっていったが、専業農家は兼業や出稼ぎの農家よりも資金力がなくて農地を買い集める結果にならず、自立農家だけを残そうという基本法農政の狙いは実現しなかった。しかし、若者に見放された日本農業は後継者不足の結果として衰退し、大規模経営だけが残ることになるであろう。現在はその過渡期にあつて、超高齢社会化する農村の老人の貧困と扶養と介護の問題が起こりつつある。その数字の割に問題が深刻化していない原因は、農漁山村の多くの老人たちが勤勉に働き続けているために、健康と所得を維持できていて、地域共同体の相互扶助と地方自治体の医療や介護支援の態勢にも支えられているからである。

下請等の中小企業の労働者であつた老人たちにも、恵まれない労働条件で高齢まで働き続けることで健康と所得を維持してきた人が多いし、中小企業をつうじて大企業の国際競争にも協力している。このような老体に鞭打つて健康と所得を維持した老人が大多数であるから、その老人たちが要介護状態になって家族による介護や経済援助もない場合には、勤勉な国民の老後に対して政府が責任を負うべきであると考える。日本が世界一の長寿国でありながら、国民の医療費が国民総生産に占める割合は七パーセントで、世界の一八位でしかない点からみても、国民は政府にもっと医療や介護の支援を要求する資格があるはずである。

国民が国政の現状を盲目的に受け入れるだけだと、消費税に反対する公約を反古にして国民の信託を裏切つた政党も相応の政治的制裁を受けず、福祉目的だと宣伝していた消費税の国の取り分の四・三パーセントしか福祉

目的に使われないうままに、九七年度から消費税率が五パーセントに引き上げられても、政府は福祉予算もシーリングの例外として優遇はしないと決定する国政を許すことになる。その決定に反対して、三与党厚生調整会議と福祉プロジェクトチームさえも、九六年七月二二日に福祉予算のシーリング例外扱いを決議し、福祉予算の必要額全額確保を求めている<sup>9)</sup>。同決議は、消費税導入の際に福祉充実目的が掲げられていた経緯と、消費税率の五パーセントへの引き上げを国民に納得させる必要性が指摘されていて、景気回復まで消費税率の五パーセントへの引き上げを見送ろうとした新進党案とともに、間近いと予想されていた衆議院総選挙対策であり、総選挙での国民の審判が日本の福祉の将来の方向づけに影響を与える絶好機でもあったが。

筆者も那覇市の国民健康保険運営協議会の委員に任命されて最近知ったことだが、厚生省の国保制度に対する基本姿勢としては、国民皆保険と自賛していたにもかかわらず、加入する世帯や人口が五割を切っても保険料不払い階層の敬遠とみて容認して、保険医療の恩恵を受けない階層の存在を問題にせず、各市町村の加入者の保険料未納率については、政府の負担金交付額削減のペナルティを市町村に課している。すなわち納付率全国平均の九二パーセント以上の市町村へは政府負担金を全額交付し、九〇パーセント以上なら五パーセント削減し、八五パーセント以上で一〇パーセントカット、八〇パーセント以上の市町村へは一五パーセントカットして、市町村の国保の赤字を一層拡大再生産させ、市町村の貧弱な一般会計予算から補填させる仕組みになっている。市町村が介護保険導入について問題にする第一の点も、介護保険の未納率が「第二の国保」として一層市町村財政を苦しめる危険性であり、その危険性を解消する調整財源確保の約束を政府から取りつけようと団結してきた。

その国保の未納率ペナルティは、市町村の規模が大きいとき徴収率引き上げが困難になる実態や、低所得水準など未納者が多くなる具体的事情も一切考慮せず、全国市町村に画一的に適用される。ちなみに那覇市の最近の

状況は、カット率一五パーセントから一〇パーセントへ移行させ、引き続き市長を先頭に五パーセントカットを目標に努力しているが、独り暮らし老人などが医療費支出軽減策として新規加入する数は加入世帯率減少と対蹠的に増えているから、保険金を工面して新規加入した老人達が保険料未納になりそうな階層として増えていて、那覇市も一段と努力しないと、国保財政の赤字を増やす危険性が増大している。

厚生省の国保運営の指導方針に従って、那覇市が家計に余裕の多い世帯から累進的に高率負担させてきた従来の五二パーセントの割合は、低所得者にも高所得者と同額負担させる割合と同率の五〇パーセントになるような運営に改めている。負担の余力に応じた応能負担方式が実質的に公平であるにもかかわらず、厚生省の指導方針に従った変更は、保険料の未納率を高める危険性も増大させる。この変更に際して低所得者階層を救済する措置もある程度盛り込まれたが、厚生省の方針に反するほどのものではなかった。筆者もこの問題点を指摘したが、諮問原案を修正させる時間的余裕はなく、それを阻止する姿勢もとれなかった。そこで思い出されたことは、筆者が大学生になった一九五九年頃の国立大学の授業料が年間八千円であったのところ、私立大学の授業料がその数倍から値上げが続いても突出しないように、政府が国立大学の授業料も値上げさせ続けてきているが、その際にも低所得者階層救済の名目で多少の奨学金受給枠を拡大していたことだった。そのような形式的な調整だけでは、本当に貧しい勤労学生がアルバイトに時間をさかれて奨学金受給資格の学業成績をあげられず、ごまかしに過ぎないという印象をもっていた。国民健康保険料の未納率ペナルティ制度は経営の論理であって、本当に福祉の論理に立つのであれば、保険料も払えないほどの低所得者階層も平等に医療が受けられる制度を追求することであり、国立大学だけでも低所得者階層が進学を断念しなくて済む程度の授業料に抑えることだと考える。

日本の医療の国民皆保険と自賛する制度は、全国民が当然に制度の恩恵を受けられる意味でなく、誰もが無理

のない保険料負担で適用を保障される仕組みもなく、全国民に加入資格だけなら保障されている建前のようにであり、生活保護世帯でもない限り保険料を免除される余地もなく、その未納分が市町村へ二倍に責任転嫁されてきた。

「介護をするためなら家族が退職すべきだ」という主張は粗野すぎる。たとえ退職しても生計を維持できる資力がある家庭であっても、意に反する引取介護のための退職の強制は人権侵害であるから、家庭裁判所の審判でも家族の扶養義務として引取介護までは強要しない。たとえ介護の時間や住居に余裕があっても、喜んで引取介護をするだけの精神的な結合関係が要介護者との間になければ、親孝行等の強制は法の守備範囲を越えていて、扶養義務者の社会的地位相応の生活水準を維持した上での余力の範囲で、扶養や介護の費用を負担させるにとどめるしかない。そこで不足する要介護者の生活費については、生活保護法に期待するしかないが、なまじっか同居していたために三親等を超える親族の私的扶養までが優先させられたりして、生活保護基準のために家庭が分断させられる事態になりかねないとすれば、憲法二五条の生存権が実定法上は保障されているとは言えない。

#### 四、介護保険制度化検討の背景の基本問題

公的介護保険制度化が構想される背景としては、国民の側の公的介護支援制度によって生存権を保障されたい需要と、その対応としての財源が税金による公的負担でなく、介護保険を選択しようとする政府や地方自治体の事情がある。現在必要としている公的介護支援が受けられず苦闘している人々としては、緊急に何らかの制度化によって公的支援が受けられるように切望していて、どのような制度がいいのかを選択している時間的余裕がない。他方、問題の深刻さを認識していない国民大衆は、どのような公的介護支援制度が生存権保障に最適であるか、選択の重要性が実感されていない。このような状況下では、政府が財源上の都合だけで選択する介護保険制

度が無批判に採用されてしまう。筆者の目にとまった範囲では、介護保険より公的負担を選択すべきだという主張が極めて少なく、ジュリスト九六年七月一五号の「公的介護保険制度」特集の里見賢治教授の論文程度しかなかった。同教授の主張は、現行の公的負担による特別養護老人ホーム措置入所制度に本質的欠陥があるのでなく、特別養護老人ホームなどが少な過ぎて、施設に収容できる範囲の措置入所制度である点が問題である旨の指摘をされておられ、筆者もまったく同感である。構想どおり介護保険制度を採用するにしても、すべての国民が等しく介護支援を受けられる方式もありうるから、基本的に生存権を保障する視点に立った検討を試みたい。

所得税のように介護保険料も所得の余裕に応じた応能負担の格差をつけないと、実質的に不公平である。その上に介護保険への未加入や保険料未納の階層を排除してしまうなら、既に福祉充実を理由に徴収している逆累進的な消費税制を存続する名目もなくなる。そもそも低所得者の生活費をも侵食する消費税は廃止すべきである。

導入する介護保険制度は、全国民の生存権を保障できるように、低所得者層を脱落させないため、公的負担による介護支援も組み込んだ制度にすべきである。現行の医療保険が介護支援のために負担して介護保険導入で節約できる国の予算の一部を充当してでも、可能なはずである。「介護保険によって医療保険の現在の赤字が解消する」という経営の論理だけに終始せず、後回しにしてきた福祉の論理も考慮すべきである。このように主張する理由は、これまで政府も、要介護者が病院へ社会的入院をすることに、当初は医療保険の財源へ公的支援を押しつける形で、むしろ奨励し誘導してきたわけだし、最近になって政府が国民健康保険の毎年の赤字を補填しなくて済むように、介護保険導入を構想するようになったいきさつがあるからである。もっと簡明に言うなら、政府は、公的介護支援制度の創設によって生存権を保障する代わり、社会的入院へ要介護者を誘導して国保財政に押しつけておきながら、その赤字補填の責任を取らされる状況を嫌がって、老人医療有料化や入院者

の自己負担金増額によって社会的入院の締め出しにかかり、病院に比べ介護目的に必要な効率的施設へ入所できる方策もとらず、医療施設が介護支援目的にとって非効率的で不経済だと騒ぎ立てて、介護保険を構想しているのである。問題を高齢社会化や少子化のせいにして、政府のそれへの対応を先送りした反省もなまに。

政府が介護保険を構想するにあたっての最大の説得相手は、制度の主人公になる国民ではなく、前述の国保で政府負担金の減額交付によって苦勞させられている市町村である。政府は介護保険財源の二五パーセントを負担するとしながら、そのうちの五パーセントは予想される介護保険の地方自治体の赤字補填調整財源へまわす予定にしている。市町村の連合会の方には、「政府の定率部分に二五パーセントをそっくりまわして、さらに政府が五パーセントの赤字補填調整資金を別途用意すべきだ」という主張もある<sup>11)</sup>。

政府の方も市町村に介護保険導入を納得させるために、その保険財政の二五パーセント程度の負担を覚悟しているようである。ところが九六年六月二〇日に都内で講演した大蔵省の中川真計局長は、「介護保険に政府と地方自治体の公費を五〇パーセントをつぎ込む予定と、保険金未納への公的補填の構想とを、社会保険方式でない」と批判し、低成長期の経済と財政の状況に整合性ある方向での再検討を求めて、年金と医療や介護をリンクさせる方向も検討課題だとし、「年金からの介護保険料を源泉徴収するほか、介護サービスの自己負担金を天引きする」構想を示唆している<sup>12)</sup>。この構想を単なる一官僚の個人的見解として軽視できない理由は、厚生省の矢野朝永年金局長も九六年七月一八日の就任記者会見で、「介護保険料を確実に徴収する方法として年金からの天引きが極めて合理的」とし、「施設・在宅サービスの自己負担や生活の支援を賄うのが年金の役割で、年金がしっかりしていることが介護保険制度が円満に動く基盤だ」と位置づけたと報道されているからである<sup>13)</sup>。これらの見解は、国保や介護の保険料を保険税と呼べば源泉徴収できるという発想であろうが、給与等への差押えが二五パー

セントまでしか認められず、標準生計費を生存用に残そうとしている強制執行制限の趣旨をどう理解するのか。平均が三万円といわれる国民年金から保険税を源泉徴収しても、政府がその年金生活者の生存権を最後まで保障するのであればいいが、介護保険制度の赤字抑制を最優先する経営の論理だけではかたづけられないと思われる。他方では、国際情勢の変動に見合った軍事予算の削減もせず、地元住民を危険にさらす米軍基地を維持するための「おもいやり予算」も優先支出し、二四二兆円の国債残高を累積させてきた政治との対比で考える必要がある。

##### 五、介護保険構想の問題点

わが国で九七年度から介護保険制度を導入しようとしても、施設介護支援の方は物的・人的な条件整備に数年以上かかるため、在宅介護の公的支援サービスを先行させる構想もあつた。たしかに公的介護施設が整備されている先進諸国でも、要介護者の多くが在宅介護の方を希望するから、住慣れた場所での平常な生活を保障する「ノーマライゼーション」が標榜されている。ところが経済大国と自称する割に介護施設の整備を怠った日本政府は、福祉大国の標語だけを外形的に模倣して「在宅介護重視」を強調するのは厚かましいと思う。そのような政府の姿勢からすると、地域差があるとはいえ、概して介護施設が必要に比べて絶望的なほど不足している現状も、施設介護支援に向けた整備が遅れている事態も、堂々と正当化できることになる。もっとも政府も公的介護支援システムの理想形態としては、「多様な公的支援サービスが十分提供できる態勢を整えた上で、要介護者とその家族の希望や条件に最適なサービスを選択したり組み合わせたりできる」利用者本位のあり方である程度案大綱で述べている。世界のトップレベルの経済大国にしては、特別養護老人ホームなどの施設の質も量も貧弱なために、要介護者やその家族が在宅介護の支援サービスを選択せざるをえなくなっている点で、制度案大綱



の趣旨にも反して、政府に公的介護支援についてノーマライゼーションを標榜する資格がない。

こういう現状において政府が緊急にやるべき課題は、介護施設の増設に最善を尽くすとともに、現在その不足の一部を代替している病院の収容ベット数を介護施設に流用できるよう、介護目的に必要なして十分な機能だけを残すための改装にも政府が助成すべきである。施設介護支援サービスの開始日程をこれ以上遅らせてはならないし、政府が財政の許す範囲で施設介護支援の条件整備をしたと自己弁護して、「その整備度合いに応じた介護保険料を決めれば不公平でない」というような論理で逃げてはならない。政府には、社会的入院へ要介護者を誘導した責任もきちんと取ってもらわなければならないし、地方自治体間の介護施設整備度合いの格差を放置した責任もある。とくに介護施設用地の確保に苦勞している大都市に対しては、児童生徒の数の減少で廃校になったり余ったりしている校舎や敷地などを介護施設用に流用できるように、政府が率先して助成策を講ずるべきである。公的介護支援の拠点になる場所さえあれば、ほとんどの地方自治体や地域コミュニティにとって大きく展望が開けそうである。低所得の要介護者やその家族への支援も含め、公助に共助と自助を組み合わせた介護支援のネットワークやセンターなどを組織して、後世へ引き継げる立派な介護支援態勢が全国各地に実現するであろう。

市町村の方は政府の国保の運営方法にこりて、介護保険制度を引き受ける上で条件や注文をつけてきたが、それに比べて、全国民の生存権が保障されるか、それとも保険料が払えないと国保なみに切り捨てられるか、介護保険制度の主人公になるはずの国民の発言や論議が少ない。政府が国民の監視なしでも立派な制度を創設するものとは経験的に言って期待しにくい。国保の場合の実績も、約三割の保険未加入者の階層があるし、その上に国民に介護保険料も負担させるとなれば、その保険への未加入者や保険料未納者が一層統出する事態が予想されるが、それらの人々は支払う資力がありながら加入や支払をしない悪質者と決めつけていいのか、政府は家庭や個

人の具体的経済事情等を審査するのも面倒であろうが、だからといって政府にとって都合がいいように、怠惰か悪質というレッテルを全未納者に貼って、政府が生存権保障の責任を逃れることは適切でないと考ええる。そもそも政府は、国民をそう決めつけるほどの善政を敷いてきたか、勤勉な国民に老後の不安のない程度の所得を保障する最善の努力をはらってきたのか、国民の側にこそ政府に対して言いたいことが沢山あるはずである。

次に、介護保険の対象を高齢による要介護者に限定する構想にも問題がある。もし施行後のこの制度に対し、若年の障害による要介護者が法のものとの平等に反する違憲性もあるとして提訴したなら、おそらく裁判所は「全国民が高齢によって要介護状態になったとき平等に公的支援をし、たまたま障害によってなった要介護者を支援しない制度は、むしろ保障機会がより均等になるから、不合理な差別どころか、平等の理念に叶う」といった趣旨の判決を下すであろう。事例はまったく異なるが、民法七八七条但書の「父または母の死亡後三年経過後の強制認知請求の制限」について、最高裁一九五五年七月二〇日判決は「認知の訴えを提起するすべての者に一律平等に課される制限であるから憲法一四条に反しない」として、認知される立場の子が未成年者である間に父母の死亡後の三年が経過する場合について、「その母親等の法定代理人が提訴しなければ、実質的に認知請求権の剥奪になる」規定の不当性を問題にしていない。平等の保障は形式論によってでなく実質的になされるべきである。さもないと、形式的平等論で煙にまくことはできても、国民の常識的感覚を納得させられないであろう。

たしかに「公的介護保険は高齢による要介護者を救済する目的の制度であるから、高齢者以外の要介護者が便乗する余地がない」という論法も一応筋が通っている。しかし、実質論を展開すると、介護保険が対象にしない六五才前の中高年齢者が過労死に近い要介護状態に倒れたときに、労災保険等で十分な救済が保障されているであろうか。個人的な脆弱体質もあって六五才前に老人性の要介護状態になった者は見捨てていいのか。大気汚染等

の公害や交通事故によって要介護状態になった者は十分に救済されているであろうか。介護保険の企画段階で二〇才から保険料を徴収して障害による要介護も対象にした構想もあったが、保険料徴収対象を四〇才に引き上げた代り高齢者だけに対象を限定した。どうやら、保険料徴収を納得させるテクニック論に過ぎなかったらしい。つまり四〇才にもなれば、本人か両親の要介護状態を身近に感じられて保険料を払う気になるであろうと。四〇才代にも介護保険が世代間の相互扶助であることを納得させられるのなら、二〇才代の本人の障害による要介護時の救済も含め、親の介護への支援の制度の重要性を理解させられるはずである。肝心なことは、介護の公的支援を必要とするすべての人に生存権が保障されるようにする課題であって、若年層にも保険料が合理的で説得力あるように、若者の所得水準や障害によって要介護状態になる確率とその平均余命を勘案し、徴収し易い額にすればいい。高齢以外の要介護者の場合は、原因が高齢の要介護者に比べ突発的であるだけに、個人や家庭がその対策として介護費用を積み立てておく可能性がないから、より強く保険によってカバーされるべき性質をそなえているし、保険対象にならないことで家族が背負われる苦勞も、高齢者が介護する側になるだけに深刻なはずである。要介護者のうちで障害者等の割合は高齢者に比べ少いが、「少数だから無視していいと考えず、少数者の救済なら資金も巨額にならず、お易いご用だ」という発想が福祉の要請ではないだろうか。そもそも生存権の保障というのは、政府の都合のいい範囲での恩恵ではなく、すべての人に権利として確立されるべきである。

市町村単位に予定されている介護保険制度としては、若者に比較的多い市町村や都道府県を越える移住もあるし、自治体相互間の介護施設格差もあり、老後により施設の充実した市町村へ介護移住する者もいて、四〇才から保険料を徴収するせよ、各個人間に完全公平な介護保険になりえないであろう。とくに過疎の村などに、その活性化のため介護施設を充実させて年金生活者を誘致したいと図る例もあるから、介護保険におけるすべての市

町村を公平に扱う仕組みも無理であろうが、とくに市町村間の相当程度の不公正の是正については、政府が責任を負うべきであろう。その是正も井勘定しかできないとすれば、介護保険の世代間の相互扶助的品格をより実質化するため、要介護者への支援の程度を決定する際に、本人だけでなくその扶養義務を負う家族の介護保険への加入の人数や年数も考慮して、家族の介護支援制度への協力も必要時に還元されるよう工夫したいものである。せめて介護保険への加入年令ごとに生命保険なみの保険料の格差をつけ、本人が「要介護状態にならなくても無駄な保険かけ捨てだった」と思わせない方法として、本人が介護すべき立場の場合にもより有利な介護支援を受ける形で還元されるとか、資力があってより良質の介護支援を買う場合でも、介護保険が基礎年金的機能を果たせるようにすべきである。さもないと資産家や健康に自信のある人達から介護保険が敬遠されることになりかねない。このような利益の還元を組み込まないと、応能負担的保険料額が高額所得者から敬遠される原因になる。

介護保険財源に企業や厚生年金等からどれだけ醸出させるべきかという課題もあるが、政府も財界等への説得に成功してないようである。発足する介護保険が肩代りすることによって、介護目的の退職者や休職者が減る企業の受益分は説得力ある数字として計算できるであろうし、介護のための退職を回避する目的の介護休業期間中の従業員年金積立金や介護保険料も、企業が肩代りするだけの利益を得るはずである。政府が企業の法人税等の負担を軽くする論理として、消費税導入の理由の一つでもあったが、「法人税や所得税の累進課税が企業を海外へ流出させ、日本の産業を空洞化させるから、消費税導入によって間接税の比率を高める」と言っていた。この論理は介護保険財政に企業の醸出を求めない理由にも使われるだろうが、海外へ流出する企業が本拠地国籍まで日本から離脱する例は少ないから、日本政府の通産官僚は、「日本の産業空洞化がその海外流出企業にもマイナスになる」という中長期的視野をもって啓蒙すべきであり、かつて米国でアイゼンハワー大統領がやろうとし

たように、企業の海外移転を政府の審査制にするくらいの規制を期待したいものである。

施設介護支援サービスを二〇〇〇年以降に実施する際に、各市町村の施設整備度に応じて六五才以上の介護保険料に格差をつけると構想しているが、本来なら政府の責任でその格差是正を至急実現すべきである。その格差が是正される目どが立たないなら、保険加入者が六五才になるのを待たず、各人の平均余命の間で介護施設整備の格差是正が遅れる度合分の介護保険料を軽減すべきである。それより要介護者やその家族にとって望ましいことは、同一か近隣の都道府県内の市町村に介護施設の余裕あるベットを融通し合う仕組みであり、家族の見舞いの容易な同一都道府県内か近隣都道府県相互間で、介護施設の空きベットを融通し合う協定を期待したい。

介護保険導入の構想は、公的介護支援制度化のなかの財源確保の方法の側面であって、それが「国保のような赤字を出さなければいいとか、大幅黒字ならば大成功」などと、介護支援サービスの充実を犠牲にすれば黒字にし易いはずだが、生存権より介護保険財政を重視する発想は本末転倒であり、社会福祉に必要な財源は他の事業よりも優先的に確保されるべきはずである。このような見地から公的介護支援の内容や態勢の充実も考えておきたい。そのためには施設や在宅の介護サービスを支える人的要素の充実度も問われる。必要とされる介護支援サービスを満足される内容で提供する人材が供給されるか、現状では未だその人材供給態勢ができていないから、八九年に始まった「高齢者保健福祉推進十か年戦略」(ゴールドプランと呼ばれる)や、それを中途で改定した新ゴールドプランで要員確保努力目標をかかげているが、引き続き充実を図る目的から、九九年に始めるスーパーゴールドプランを作成して目標を拡大する必要性が指摘されている。ところが現実にはゴールドプランの目標達成さえも困難な状況にあるために、施設介護サービスの実施が二〇〇〇年より一年先送りと言われた。それも必要な人員の数合わせでこと足りず、要介護者の需要に応じられる資質をそなえた人材が供給されなければなら

い。職種としても、介護給付認定機関の公正な運営を保障できる要員を少なくとも都道府県単位で確保し、非認定者の不服申し立てを適正にチェックできる府県単位の審査機関の要員と、要介護者ごとの諸条件にマッチしたケアプランを作成する要員や、市町村単位で親身になって良質な介護支援サービスのできる要員などが必要である。とくに需要が多い介護福祉士の供給が不足するであろうから、その補助的な人手を米国のようにボランティアへ依存してでも対応せねばならないであろう。公的介護支援への需要は、財源と人的・物的な施設の力量の範囲で応じておけばいいのではなく、要介護者とその家族の生存権等の人権の保障が要請されているのである。

## 六、望ましい公的介護支援制度化への展望

「公的介護支援の制度化が焦眉の急務である」という認識から、「どのような制度でもとにかく充足させておいて、望ましい方向への改善は将来積み重ねていけばいい」という主張もよくみかける。政府が拙速だと批判されながら介護保険導入を急いでいるのも、このような論法に支えられていることであろう。しかし、現在の緊急事態も、前述のとおり厚生省が要介護者を社会的入院へと誘導した結果でもあり、政府がそれによって国保財政を破綻させた責任を痛感し、政府がその赤字補填だけでなく、整備を先送りした介護施設の不足の責任をとり、社会的入院の自己負担分を払えない要介護者も救済すれば、当面の介護地獄の犠牲者は救済される。それによって拙速にならなくて済む時間的余裕ができれば、国民の生存権を十分保障できる公的介護支援制度を基礎から構築していける。政府が緊急事態と国民を脅迫して拙速な制度化を意図的に狙っているなら、話にならないが。

介護保険の拙速な制度化を基礎にしては、望ましい改善を積み重ねられないおそれがあるし、保険制度という契約方式として路線を敷設してしまうと、例えば年金の受給開始年令を五才引き上げたような、ある世代の契約

者に対する既得権的な期待を一方的に裏切る措置はもちろんのこと、たとえ国民に有利な修正であっても、永続的な社会保険制度下の世代間の不公平をもたらす点で、不適切な処理と言わざるをえないのである。

ましてこれまで指摘してきた問題点を残したままでいいのか、国民に適切な情報を提供した上で選択させなければならぬ。例えば介護保険の未加入者や、保険料と自己負担金を払う余力のない階層を切り捨てていいか、市町村を中心とした介護支援ネットワークやセンターの組織化によって、介護保険料や自己負担金の払えない要介護者への介護支援をボランティアなどの協力で補充したり、本人やその家族が要介護支援状態になるときに払い戻しが受けられる「介護ボランティア労力銀行」<sup>6)</sup>も制度に組み込んで、若年期から介護支援サービズ制度へ世代を越えた共助もでき、自分と家族の介護の保険料や自己負担金などの支出節減に役立つ「ボランティア労力預託制度」など、共同体的な相互扶助精神によって資本主義的な等価交換取引を緩やかにした制度にしたい。

介護保険として一旦発足させた制度は、将来の抜本的改善が困難であるから、その制度の先行国であるドイツなどの経験に学び、わが国の諸条件に適合するように工夫もすべきである。例えば、家族介護も公的介護支援費用の半額が支給されるドイツの制度などは、ドイツ以上に家族介護に期待をかけている日本であるだけにおさら、半額支給など面倒で財政を厳しくすると考えるより、家族介護の期待できる人たちでも介護保険加入が無駄にならず、家族介護が中高年の家族の内職の再就職にもなり、何よりも施設介護の供給不足を補充する役割も果たし、家族介護者に犠牲や不満を残さず、要介護者も希望するノーマライゼーションになる。構想している介護保険では、無償の家族介護に大いに期待しながら半額支給しないと、家族介護でまかなえる家庭にとって保険が無駄な掛け捨てにならないように、介護のための退職や休業を避ける家庭が多くなるし、退職や休業しなくていい家族介護さえもなるべく回避して、公的介護支援を要求する要介護者が増え、公的介護支援要員の慢性的な

不足状態へと一層拍車をかけ、その後にはドロ縄式のチグハグな制度運営の改善しかできず、世代間の不公平以上の壁にぶち当たりにかねない。それが筆者の取り越し苦労でなければいいのだが。

前述の介護休業者も、家族介護だけに専念するに足る時間はもてあましながら、他方では入浴などの介護が一人ではできなかつたりして、ムリ・ムダ・ムラがあつたりする。そこで介護休業者が要介護者と一緒に地域のデイケアサービスもある介護センターへ出勤して、ボランティアとして働けば、近隣の要介護者も数人まとめて面倒をみることもできるから、介護休業者同士が協力して相互の休業期間を短縮し合つて、介護支援を補充し合つたり、介護の専門家から介護技術も学習できるし、より多くの要介護者に接することによって、要介護老人の生活の習慣やけなげな姿勢からも多くのことが学べるはずである。そこでの介護ボランティアの経験は、当人の定年後の再就職としての介護就労にも役立ち、適度な介護労働に従事することによって、当人が要介護状態にならず天寿をまっとうできる健康管理につながるが、このことは筆者の単なる推測でなく、長寿村で有名になってきている沖繩県の大宜味村での高齢者たちの生活実態の話も聞いても、百才以上の長寿者までもが芭蕉の糸紡ぎの労働に従事しているし、同村内でも定年後に労働しない隠居者は長寿でない例が多いそうであるからである。これには長寿者も安心して暮らせる共同体の相互扶助も重要な環境条件のようであるが。

介護ボランティアの経験の積み重ねによって、専門家への資格取得の道も開かれていると、中高年女性や定年後の男性の介護サービスへの再就職への展望がもてるようになる。たとえその資格を目標にしなくても、地域の介護支援センターへの日常的なボランティア協力実績が要介護状態になるときに還元され、しかも、その地域の介護支援センターが高齢者用のレクレーションやスポーツの施設と併設されて、介護のボランティアの手のすいた時間にレクレーションも楽しめれば、痴呆や惚け防止その他の健康管理に役立ち、要介護者までもがリハビリ



へ遊びながら引き入れられるとしたら、一石二鳥以上の効果があるであろう。それでも万一、要介護状態に陥ったなら、協力してきた介護センターで面倒をみてもらえて、幸いにも介護の要らない天寿をまっとうする生涯になる場合でも、介護保険や介護センターへの協力が無駄だと考えなくて済むように、その協力分を家族介護へも流用でき、家族にも介護の必要がないような幸福な家庭には健康あるいは長寿の家族として表彰し、健康管理が模範的な長寿者は地域介護支援センターで生き方のお手本として活用し、併設のレクリエーション施設で大いに活躍してもらえば、むしろ介護が要らない健康な生き方を理想的な中心目標とする事業になっていくであろう。

恐怖政治的な発想をもって、介護保険料等を払えない要介護者は、若い頃に遊びふけて老後のそなえのないキリギリスと決めつけて苦しめるのではなく、皆が安心して必要な介護が受けられる制度化へ向けて、喜んで働く意欲に満ちた蟻にもなれるような制度化が大切であると考える。わが国では老後に不安がある高齢者がつけ込まれて、悪徳商法の餌食になっている。かつてのようにはオオム真理教や集団結婚などが若者からうけなくなると、次は、この種の団体が介護等に老後の不安のある高齢者をターゲットにできていくといわれている。公的介護支援を含む社会福祉の貧困さがつけ込まれる原因になるから、家族が喜んで介護できるように公的支援を制度化するとともに、悪徳グループが親切ぶって介護を引き受ける養子になろうと言って騙したりできないように、すべての要介護者への生存権を保障せねばならない。要介護老人にいろいろな事情で介護の余裕のない子どもがいる場合もあるから、真面目に孝行する養子が確保できるのなら、たとえ外国籍であっても問題はないと考えるが、信用できるかどうか見極められないうちに高齢者が財産を騙し取られたりしないで済むように、需要に応じられるような頼もしい介護支援態勢の確立が望まれる。例えば、要介護者の子どもが仕事の都合などで同居できない場合のために、地域の介護支援ネットワークが社会福祉や介護福祉の勉強中の学生のなかから、要介護

者の世話もする下宿生のチームとして紹介し、要介護者とその家族を安心させるとともに、大都市などの高い住宅費の負担に苦しむ学生を助けることもできる。その紹介される対象者は、福祉関係の学生から始めて、そのうちには、各地の介護支援センターでの介護ボランティア実績のある信用できる学生まで広げられる。そうなるうちに、現在もある大学入試の内申の点数稼ぎのボランティアが、もっと魂の入る成果を伴ってゆくであろう。受験地獄にあえぐ若者が高齢者と心の交流をもつことも、精神的な成長の点で高く評価できる経験になるであろう。

介護支援ネットワークを地域内から同一都道府県あるいは全国的に情報を交換し合えば、借家などから立ち退きを迫られて難渋する老人が、適当な住居を確保できたり、健康にあった仕事を介護支援センターなどでみつけられたり、介護の必要に応じた下宿生的なボランティアなどを紹介してもらえたり、有料でも無償でも要介護者の都合に合わせてサービスを提供できるであろうし、そのネットワークの情報交換システムが発達すれば、それほどの経費をかけなくても、介護問題に限らず中高齢者の生活全般の相談にも応じられるようになるであろう。例えば、趣味の会の地域内外の交流、都市の老人の農村の老人との交流や生活体験ツアー、それが老人同士の条件にあった相互協力などに発達したりして、高齢者の介護や居住の問題も含めた自助努力的あるいは共助的な解決も図れるし、地方自治体としてもむしろ福祉予算を節減して、地域の活性化まで展望できるように思われる。わが国の急速な高齢社会化は、政府から国民に至るまで「恐怖の種」とみているが、老人が意欲的に生活できる諸条件さえ整えれば、若者に比べても勤勉で豊かな精神文化を伝承している老人パワーとして、むしろ貴重な働きのできる人口の増加傾向であるから、しっかりと若者へも文化的な好影響を与えながら、死ぬまで建設的な貢献ができるであろう。そうなれば高齢社会化も世界に誇れるわが国の宝物になるはずである。高齢者を「枯れた木」などと厄介者扱いをするか、世捨て人と見られているホームレスの人も貴重な人材として活用する姿勢をと

るか、日本の舵取の力量と姿勢が問われているように思える。この姿勢の違いが公的介護支援制度化を始めとする福祉政策に反映するし、介護等が国民各人と家族の必ず遭遇する問題であるから、自分の問題として真剣に選択権を行使しなければならぬ。たとえ地下道生活者でも主権者であり、ごく最近に中高年でリストラ解雇されるまで重要な仕事をこなしてきた人材も多いし、景気のいい頃の日本経済を支える働きをしてきた人がほとんどであって、仕事さえあればやる気のある人達ばかりであり、好き好んでホームレスの生活を選んだのではない。

筆者としては、望ましい公的介護支援の制度化も提言したが、これで安心して事態を見守れる心境ではない。その最大の原因は筆者の政治不信にある。筆者がこれまで国政の傾向として指摘してきたとおり、戦後日本の歴代政権は、勤勉な国民の努力に支えられて驚異的な経済復興をなしとげた。ところが、企業本位のバブル的な経済成長優先の国政を強引に押し進め続けたために、生活基盤や社会福祉など国民本位の政策を充実しないままに財政を破綻させてしまっ、その打開策としても、財界に有利な方向での行政改革が押し進められようとしていて、無差別というより自衛隊温存の公務員定員削減計画などで、現場の良心的な公務員としては、国民のための福祉その他の行政サービスができなくなる事態を心配している。しかも、経済成長優先のバブル的国政を追求して崩壊させた政界や財政の指導者たちは、反省も謝罪もせずに、なに食わぬ顔で、そのしわ寄せを国民へ押しつけてようとしている。筆者が所属する学術の分野でも、従来から国費を節約して学術研究を産学協同に身売りさせてきた上に、さらに予算のかからない国立大学民営化の方向へと大学改革されつつあるように思えてならない。大学人は休暇が長く、不況時代の民間人からは贅沢にもみえよう。そこで極一部の怠慢な者を口実にした大学教官の任期制も国民の支持え得るであろう。そうなると時々失業する危険性があってもやっけてゆける裕福な階層の人間しか大学教官になれなず、国王や宗教のための貴族や僧侶の学問しかなかった中世のように、国民大衆の

ために研究する者がいなくなり、本稿のような論文もみられなくなるであろう。そこで頼りにしたいのは、あらゆる問題について言えることだが、国民が主権者として後世に恥じない政治的判断力を身につけることである。

（九七年一月二〇日 脱校）

注

- (1) 九六年七月三日、橋本首相の全国都道府県議長会での発言。
- (2) 最近の特集としても、全国社会福祉協議会発行『月刊福祉』九六年八月号、「ジュリスト」九六年七月一五日号の特集「公的介護保険制度」、「法律のひろば」九六年五月号の特集「在宅介護をめぐる法的課題」、などがある。最近の制度化をめぐるものではないが、主要諸外国も含めた現状と課題をまとめたものに、「ジュリスト」増刊九三年四月号の「高齢社会と在宅ケア」があるし、高齢者をめぐる状況を総合的にまとめたものとして、九三年二月多賀出版『高齢者生活保障の法と政策』坂本重雄・山脇貞司編著がある。国の福祉政策や家族政策から高齢者扶養を扱ったものに、八四年一月東京大学出版会『福祉国家4』の佐藤進教授の論文がある。
- (3) 戦後の日本の問題状況の把握や理論的分析に参考になる文献としては、家族政策を法理論的に掘り下げた、七五年二月東京大学出版会『家族・政策と法』福島正夫編一巻の利谷信義・渡辺洋三・小川政亮の各教授の論文と、同三巻の湯沢雅彦教授の二番目の論文、などがある。
- (4) 九六年六月二五日発表、「厚生省の九五年度人口動態社会経済面調査（高齢者死亡）の概況」、国民健康保険中央会『国保新聞』七月一日号から。
- (5) 同右。
- (6) ジュリスト増刊九三年四月号九ページ「高齢化社会と在宅ケア」と題する座談会での岡本祐三氏発言。

- (7) 第二次世界大戦後七八年までに建設された住宅のうちで、政府資金も投入した公共住宅の占める割合は、英国が五九パーセント、西ドイツが三〇パーセントと公的分譲の二二パーセント、フランスが二二パーセント、イタリアが一五パーセント、といったように西欧の諸政府が公営住宅を建設したのに比べて、わが国が公営住宅と公団住宅とを合わせて一〇パーセントである。
- (8) 和歌山県保険医協会発行「和歌山保険医新聞」九六年九月一五日号に掲載された、同協会南紀支部主催経済講演会「日本経済のゆくえ」から、林直道大阪市大名誉教授の講演要旨二面二段目。
- (9) 国保新聞九六年八月一日号。
- (10) 九六年七月四日の政府の行政改革推進委員会の「当面の行革推進について」の中心的内容であり、九六年厚生白書「家族と社会保障家族の社会的支援のために」も公正な社会保障への改革として示唆し、九六年五月二八日に厚生省が発表した財政試算では、介護保険を導入した場合の市町村の二〇〇〇年の財政見通して二二〇〇億円の財政負担軽減を見込んでいる。
- (11) 九六年七月一六日に横浜で開催された介護保険第一回公聴会における高秀秀信横浜市長の意見など。
- (12) 国保新聞九六年七月一日号。
- (13) 国保新聞八月一日号。
- (14) 注(7)の三面六段目。
- (15) 注(2)の月刊福祉掲載の安立清史助教授の論文参照。
- (16) ジュリスト増刊九三年四月号一六九ページの堀田力氏の随想にある「ボランティア労力銀行」と同趣旨と思われる。